政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表中南米の項中「

520,800	499,900	468,700	416,600	364,500	312,500	270,800	250,000	229,100	208,300	」を「		
アルゼンチン												
385,800	337,500	289,300	250,800	231,500	212,200	192,900	」に、「					
ウルグアイ												
324,500	299,500	274,600	249,600	」を「								
603,300	579,100	542,900	482,600	422,300	362,000	313,700	289,600	265,400	241,300	」に、「		
ドミニカ共和国												
510,100	457,600	405,100	363,100	342,100	321,100	300,100	」を「					
ドミニカ共和国												
354,300	334,700	315,100	295,500	」に改め、同表欧州の項中「								
タジキスタン												
660,000	640,000	614,900	598,700	574,400	533,900	493,400	452,900	420,500	404,300	388,100	372,000	」を「
タジキスタン												
586,800	563,300	524,000	484,800	445,500	414,100	398,400	382,700	367,000	」に改め、同表アフリカの項中「			
アンゴラ												
768,300	704,000	639,800	575,500	524,100	498,400	472,700	447,000	」を「				
アンゴラ												
561,600	512,000	487,200	462,500	437,700	」に改める。							

別表第二のうち一　大使館の表欧州の項中「

16.9%	ユーロ								
3,570	2,900	2,566	2,231	2,008	1,785	」を「			
コソボ									
17.8%	ユーロ								
3,400	2,763	2,444	2,125	1,913	1,700	」に改める。			

附　則

この政令は、令和二年一月一日から施行する。

外務大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十一号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第七条）
第二章　経過措置（第八条）
附則

第一章　関係政令の整備

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第二十条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

（職業安定法施行令の一部改正）

第二条　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第二十五条、第二十六条及び第五十二条の四第二項（同法第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）」を「第二十五条第一項及び第二項（同法第五十二条の四第二項及び第五十二条の五第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十六条」に改め、同号を同条